

ステートストリートバンク事件後の米国の動向

1. ビジネス方法特許出願の増加

「ビジネス方法の例外」を否定したSSB事件控訴審判決（1998年）、及び「数学的アルゴリズムの例外」の適用範囲を限定したAT&T事件控訴審判決（1999年）により、ビジネス方法特許が脚光を浴びる。以後、ビジネス方法特許出願が増大した。

（USPTOのビジネス方法特許出願に関する統計）

年	ビジネス方法特許出願数	ビジネス方法特許発行数
1998	1,340	420
1999	2,821	587
2000	7,800	899

2. ビジネス方法特許に関する訴訟の増大と特許付与への批判

ビジネス方法特許の取得に伴い、訴訟が増加した。

例：Amazon.com V. Barnesandnoble.com Inc （1999年）

Priceline.com V. Microsoft （1999年）等

こうした過度の権利行使が、利用者の反発を招く例も見られた。Amazon.com 社の「ワンクリック注文システム」特許訴訟により、Barnes and Noble 社に差止の仮処分が認められたことを契機に、不買運動が展開された。これを受け、Amazon.com 社側はビジネス方法特許について保護期間の短縮を提案し、批判の緩和を試みた。

また、特許庁に対しても、質の高いデータベースの構築、審査官の質の向上が要請された。

3. 揺り戻し

こうした批判を受け、議会、裁判所、特許庁、産業界等において、ビジネス方法の適切な特許保護に向けた動きが見られた。

先使用の抗弁

1999年の特許法改正により、ビジネス方法の特許に限って先使用の抗弁が認められるようになった。

Amazon.com社の仮処分の取消、差し戻し

2001年2月14日、連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) は、Amazon.com V. Barnesandnoble.com Inc の仮処分を取消し、差し戻した。

dnoble.com Inc. における連邦地裁の仮処分決定を取消し、特許の有効性に疑問ありとして同地裁へ差し戻した。

USPTO「ビジネス方法特許イニシアティブ・アクションプラン」

2000年3月、USPTOは、アクションプランを発表し、ビジネス方法特許に関連する分野における政策決定等での産業界との連携強化、および審査の質の向上を目指す旨を表明した。

・産業界との連携

USPTOと産業界との共同事業・ラウンドテーブルの実施 / 先行技術情報収集への協力

・審査の質の向上

審査官教育の充実 / コンピュータ関連発明に関する審査ガイドラインの改訂 / 先行技術調査の拡充 / クラス705に分類される出願に対する第2段階のレビューを実施

「2000年ビジネス方法特許改正法案」

2000年10月、バーマン・バウチャー両下院議員がビジネス方法特許についての改正法案を提出。法案の概要は、以下のとおり。

- ・ビジネス方法及びビジネス方法発明の定義を置く。
- ・ビジネス方法発明を出願18か月後に直ちに公開する。
- ・特許の発行日から9か月以内に異議申立ができる。
- ・再審査、インターフェアランス、異議申立等における申立人の挙証責任を緩和。
- ・先行技術を単にコンピュータ化したものは自明の推定を受ける。
- ・先行技術調査を行った範囲を願書に開示。

AIPLAホワイトペーパー（米国知的財産法協会白書）「ビジネス方法特許について」

2000年11月、米国知的財産法協会がホワイトペーパーを発行し、ビジネス方法特許について提言した。

- ・ビジネス方法発明は、他の発明と同様に、法律上同じフレームワークで守られなければならない。
- ・USPTOはビジネス方法の先行技術を収集するとともに、審査官の質の向上を目指すべき。
- ・ビジネス方法の先使用権は、なるべく広く認めるべき。